

東川町高齢者住宅バリアフリー改修支援事業  
**バリアフリー改修対象基準**

【平成21年国土交通省告示 第384号】  
 【平成19年国土交通省告示 第407号】

	内 容	備 考
対象となるバリアフリー工事	1 介護用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	・通路の幅を拡張するもの ・出入口の幅を拡張するもの
	2 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良によりその勾配を緩和する工事	
	3 浴室を改良する工事	・入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事 ・浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事 ・固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 ・高齢者等の身体洗净を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
	4 便所を改良する工事	・排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事 ・便器を座便式のものに取り替える工事 ・座便式の便器の座高を高くする工事
	5 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	
	6 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)	・玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの(以下「玄関等段差解消等工事」という) ・浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの(以下「浴室段差解消等工事」) ・玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの
	7 出入口の戸を改良する工事	・開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 ・開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 ・戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事(戸の開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力装置工事」という)) ・戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事(戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という)) ・戸に戸車を設置する工事その他の動力装置工事及び吊戸工事以外のもの
	8 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	
共通	上記工事に伴い最低限必要になる付帯工事	(例)諸経費 ※バリアフリー以外の工事を含む場合は、直接工事費の経費割合から算出する 養生、整理清掃、その他工事に必要な仮設工事 ユニットバス、便器の取替に伴う電気、給排水、換気工事 対象工事に直接関係する撤去、下地、復旧工事 等

★ 判断が難しい場合は、事前にご相談ください。